

第14節 医療救護体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 医療局 消防本部	宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） （社）登米市医師会

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模な地震災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがある。

このため、市及び医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備する。

第2 医療救護体制

1 市立病院等の連携体制の確立

市内には、4つの市立病院と3つの診療所があり、この内、佐沼病院については県から災害拠点病院として指定されている。災害時における医療救護活動は、この佐沼病院を中心に各市立病院・診療所及び個人病院の協力のもと、連携を図って対応する体制を整備する。

また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気、水を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化を促進する。

2 広域的な連携体制の確立

大規模な地震災害時には、市内の医療機関だけでは対応することが困難な状況となると考えられることから、赤十字病院を初めとした県の医療救護班の派遣要請及びDMATの派遣要請など広域的な連携体制を確立する。

3 登米市医師会等との連携

災害発生直後の医療救護活動の担い手となる登米市医師会との連携を強化し、災害時の協定の締結、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ適切な医療救護体制の確立を図る。

4 救護所における人員確保

市は、災害発生直後の医療救護活動の拠点となる施設（救護所）の確保を図るとともに、各救護所において迅速かつ適切な医療救護を行うため、次の人員を基準として確保を図る。

医 師	看護師	事務・連絡員
1名	2名	1～2名

5 「こころ」の救急医療体制

市は、県、登米市医師会と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。

6 災害時の搬送システムの整備

市は、消防本部及び関係機関等との協力により、災害時における傷病者、救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・的確な搬送を行うため、救急車両はもとより、県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター等を利用した搬送手段の確保及び重傷度、緊急度に対応した適切な救急搬送体制の整備を図る。

7 災害対策用備蓄医薬品の配備

市は、各防災倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備にあたっての内容品等については、登米市医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

8 県指定医薬品販売業者等との協力体制

市は、災害時における救急医薬品及び医療資機材等の調達を適切に行うため、市内の医薬品販売業者等との協力体制を整備する。

第15節 火災予防対策

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、火災の発生が予想される。このため、市及び消防本部は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火を防止する。

1 一般住宅に対する防火指導

- (1) 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。
消防本部は、一般住宅の所有者等の協力を得て住宅防火診断等を行い、また、耐震安全装置付き石油燃焼器具の使用促進を指導し、地震時における出火防止に努めるとともに、通常での火災予防においても、住宅用防災機器の設置を推進するなどの指導の強化を図る。
- (2) 市及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて住民や事業所の従業員に消火器具等の消防用設備等の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性について普及・啓発を図り、有事における消火活動の円滑化に努める。

2 防火対象物の防火体制の強化推進

- (1) 火災発生及び延焼拡大を防止するため、不特定多数の者が利用する防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備及び防災性能を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制の強化を指導する。
- (2) 消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・特殊性等に応じ、計画的に予防査察を実施し、常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険要因の排除を図り、予防対策の効果的指導を行うよう努める。

3 危険物や高圧ガス施設の防火体制

- (1) 消防法の規制を受ける危険物や高圧ガス施設の所有者等に対して、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置・危険物取扱者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。

- (2) 危険物や高圧ガス施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。
- (3) 火災予防条例に規定される少量の危険物・特殊可燃物の管理及び取扱いについて、施設管理者等に火災予防に関する自覚を促し履行するよう指導する。

4 化学薬品からの出火防止

化学薬品を取扱う学校、病院等の立入検査を定期的実施し、可燃物への転倒・落下防止措置等の保管の適正化を指導する。また、事業所等に対しても実態調査等を行い、個別的、具体的な安全対策の指導を行う。また、各事業所（施設管理者）は、自らの出火防止や安全対策に努める。

5 不燃化の促進

火災による被害の軽減を図るとともに、災害時の避難路として、沿道の不燃化の誘導促進及び住宅密集地における不燃化への建て替えを働きかけていく。

6 出火防止知識の普及・意識の高揚

各家庭及び事業所における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

また、市民及び事業所は、市・消防本部等の指導・改善措置に協力し、自らの出火防止に努める。

第3 消防力の強化

1 消防施設・設備の整備

(1) 消防資機材等の整備

市及び消防本部は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。

(2) 初期消火資機材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における地域ぐるみの出火防止と初期消火が重要となる。このため、今後も引き続き、それぞれの形態に応じた初期消火資機材の普及及び相互の連携等について指導する。

(3) 消防用設備等の適正な維持管理

防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時にも有効にその機能が発揮されるよう、適正な維持管理について、さらに指導の徹底を図る。また、災害時要援護者や不特定多数の人を収容する社会福祉施設等については、特に防災管理面の指導を行っていく。

(4) 消防水利の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用が制限されることが予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の水の確保に努める。

ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であることから、水道施設の耐震化を図るとともに、消火栓の機能拡大にも努める。

イ 消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年次計画により新設・増設に努める。特に、防災拠点には耐震性貯水槽の配備に努める。

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努めるとともに、消防団拠点施設の整備及び機械器具等の更新並びに消防団員の制服や活動服の導入等の改善を図り、入団の促進に努める。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 市は、施設・設備の充実に努め、場合によっては県に財政援助を要請する。

3 自主防災組織・自衛消防組織等「地域消防力」の強化

同時多発的な出火が想定される大規模地震及び市街地大規模火災においては、初期消火の成否が延焼火災の発生を防止する決め手となることから、自主防災組織や事業所自衛消防組織が中核となって、地域としての消防力強化を推進する。

4 広域消防応援体制

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、広域消防応援協定等を基本に、複数の消防本部合同の消火・救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。

第4 消防計画の充実強化

災害発生時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める消防計画の一層の充実を図る。

第16節 避難収容対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育委員会	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模地震災害時には、家屋の倒壊等により避難者が多数発生すると考えられることから、緊急に避難する場所としての避難場所、そして、ある程度の設備が整っている公民館等の二次避難所について、市は、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、避難計画等を定めておく。

また、避難先へ向かう避難経路等についても、選定、確保しておくとともに、避難場所等に表示板を設置する。

第2 避難誘導體制

市長は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及びと認められるときは、指定避難場所等を指定し、誘導する。避難誘導は、佐沼警察署及び登米警察署の協力を得て、市職員、消防団員が自主防災組織と連携を図って行い、更に地域住民の協力を得て、避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

第3 避難場所の確保

市は、大規模な地震による火災等の災害から住民が一時避難するための場所について、公園、広場、学校などの公共施設を対象として、あらかじめ定めておく。

また、学校等教育施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。さらに、地域の状況により必要な場合は、民間施設について避難場所としての提供を要請する。

避難場所として指定する場合、高齢者、幼児、障害者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。

- 1 建物は十分な耐震性を有すること。
- 2 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- 3 浸水等の被害の恐れのない場所であること。
- 4 地割れ、がけ崩れの恐れのない場所であること。
- 5 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- 6 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- 7 危険物施設等が近くにないこと。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

広域避難場所の収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人あたり2m²を確保して算定する。

第4 避難所の確保

市は、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えられる施設とする。また、地域の状況により必要な場合は、民間施設についても「避難所」として提供を要請していく。

1 避難所の選定要件

- (1) 「第2 避難場所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) その他被災者が生活する上で、市が適当と認める場所であること。
- (5) 建物は十分な耐震性を有すること。
- (6) 面積は収容人員一人あたり原則として2m²とする。

2 避難所の管理

- (1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定める。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (3) 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (4) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成する。
- (5) 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- (6) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (7) 高齢者、障害者等の災害時要援護者が安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要に応じてあらかじめ指定する。
- (8) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ指定する。

3 備品類の備蓄等

各小・中学校等各避難所に防災倉庫を設置し、避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を進める。なお、被害の状況により指定する避難所のみでは収容できない場合に備えて、県、その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、避難のための施設の提供・確保、野外受入れ施設用資材（テント・ビニールシート等）の確保・調達のための体制の確立に努める。

第5 避難路の確保

1 避難路の指定

市は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。(6 m以上が原則)
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

2 避難路等の整備

- (1) 各地域における市民等の円滑な避難を確保するため、市道及び生活関連道路の整備を進めるとともに、夜間における安全避難や災害時要護者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備を順次進める。
- (2) 避難所等の周辺地区について、安全避難の確保の観点から、誘導標識の整備、不燃化や緑化の促進等の施策を面的環境整備として進める。

第6 避難計画の整備

1 市は、下記の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

2 学校、保育所及び幼稚園の校長等は、あらかじめ避難要領等を作成し、その内容を周知徹底させるため、各関係機関の協力を得て、防災教育、訓練を行う。

3 病院、デパート、公民館等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、利用者や従業員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、従業員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

第7 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した防災マップ及び土砂災害警戒区域、特別警戒区域、避難場所、避難所、避難経路を掲載した災害ハザードマップ、地震発生時の行動マニュアルなどを作成し、市民等へ配布する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の整備を推進する。

第8 応急仮設住宅対策

市は、応急仮設住宅を集合的に建設できる公有地等の用地をあらかじめ選定するとともに仮設住宅の確保に努める。なお、応急仮設住宅の建設については、登米市大工組合連合会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、実施する。